

霞ヶ浦水郷流域下水道施設の管理に関する年度協定書（例）

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した、霞ヶ浦水郷流域下水道施設の管理に係る基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり、令和年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 年度協定は、霞ヶ浦水郷流域下水道施設（以下「下水道」という。）の管理に係る令和 年度の管理業務の内容及びその業務実施に要する経費として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（管理業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和 年度に実施する管理業務の内容が、基本協定に添付の「管理業務処理要領」に定めるとおりであることを確認する。

（管理備品）

第4条 甲及び乙は、基本協定で定める管理備品等について、同協定第3条第4項の規定に基づき別記1のとおり、増減があったことを確認する。

（指定管理料）

第5条 甲は、令和 年度における霞ヶ浦水郷流域下水道施設の指定管理料として、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、乙からの請求により別記2「令和 年度霞ヶ浦水郷流域下水道施設指定管理料 概算払い一覧表」のとおり概算払い及び精算払いで支払うものとする。ただし、指定管理料に変更が生じたときは、甲、乙協議のうえ変更するものとする。

3 乙は、甲から支払われた指定管理料を、管理業務に要する費用以外に充ててはならない。

4 甲は、基本協定第5条第6項による業務要求水準の未達及び管理業務に係る事故等が発生した場合、または第22条第3項による乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合、下水道指定管理料の変動に係る運用（その3）により、指定管理料を減額することができる。

（通知等）

第6条 甲は、乙が業務を適正に執行できるよう必要な事項を通知するとともに、必要な資料を提供しなければならない。

（管理業務の内容等の変更）

第7条 甲は、この協定締結後やむを得ない事由により、管理業務の内容等の全部あるいは一部を変更し、業務の一部を中止させることができる。

この場合において、指定管理料又は管理期間の変更が生じたときは、甲、乙協議のうえ書面でこれを定めるものとする。

（指定管理料の確定）

第8条 甲は、乙から基本協定別記1「管理業務処理要領」7に定める年度指定管理業務報告書等の提出があった場合において、その報告にかかる成果が基本協定及び事業計画書、業務計画書の内容に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 甲は、前項の調査結果に基づき遅滞なく指定管理料の額を確定しなければならない。

(疑義についての協議)

第9条 年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、基本協定によることとし、基本協定に定めのない場合においては、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 茨城県
代表者 茨城県知事 大井川 和彦 印

乙 所在地
名 称
代表者 印

別記1 「令和 年度における管理備品等の増減」

1 増

施設名	管理備品番号	品名	受入日

2 減

施設名	管理備品番号	品名	発生日

別記2 令和 年度霞ヶ浦水郷流域下水道施設指定管理料 概算払い一覧表

区分	支払方法	支払額	備考
第1回	概算払い	〇〇〇〇円	令和 年4月予定
第2回	概算払い	〇〇〇〇円	令和 年7月予定
第3回	概算払い	〇〇〇〇円	令和 年10月予定
第4回	概算払い	〇〇〇〇円	令和 年1月予定
第5回	精算払い	〇〇〇〇円	額確定後
計		〇〇〇〇円	